

和歌山県防災対策推進条例の概要

背景

地理的条件により繰り返される、台風などによる風水害
近い将来に必ず起こると予想されている東南海・南海地震

自助（自らの命は自らで守る）
共助（自らの地域は互いに助け合って守る）
公助（県及び市町村などが行う対策）

必要性

阪神淡路大震災では、90%以上の人自力、または家族や地域住民による救助
⇒ 災害から命を守るには、自助と共助が有効かつ重要
これまでの防災対策は、法律などによる公助を中心に実施
⇒ 共通の理念のもと、自助や、共助の役割を規定した条例が必要

特徴

県民及び事業者による自助と、自主防災組織などによる共助に重点
公助は自助・共助を支援するもの、また、今後、積極的に取り組んでいくものを規定
災害への備えや災害が発生した場合等における、県民、自主防災組織、事業者及び県のそれぞれの役割について規定

概要

前文

この条例を制定するにあたっての和歌山県の防災対策についての基本的な認識と、背景や必要性を前文として示しています。

総則（第1条から第8条）

目的（第1条）

防災対策を効果的に行うため、県民、自主防災組織、事業者及び県の共通の認識としての基本理念を定め、それぞれの責務・役割を明らかにし、総合的に推進することとしています。

定義（第2条）

条例全体を読みやすくするため、本条例で用いられる基礎的かつ重要な用語の定義を定めています。

基本理念（第3条）

防災対策の基本理念として、「自助」「共助」「公助」を基本とし、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町村はそれぞれ相互に連携を図りながらその責務と役割を果たし、着実に実施することとしています。

県民、自主防災組織、事業者、県及び市町村の責務等（第4条から第8条）

県民、自主防災組織、事業者、県及び市町村の責務等として、基本理念にのっとり防災対策を実施する責務等を有し、それぞれ連携・協力しながら防災対策を実施していくことを定めています。

災害予防対策（第9条から第36条）

災害が発生するまでの備えとして、県民、自主防災組織、事業者及び県が行うことを定めています。

県民の役割 自主防災組織の役割 事業者の役割 県の役割

災害応急対策（第37条から第44条）

災害が発生し、または、発生する恐れがある場合に、県民、自主防災組織、事業者及び県が行うことを定めています。

県民の役割 自主防災組織の役割 事業者の役割 県の役割